

法と経済学会・通常総会

日時：2013年7月7日（日）13:20～13:35

場所：北海道大学札幌キャンパス
人文・社会科学総合教育研究棟 2階 8番教室

次 第

1. 開 会

2. 議長選任

3. 審 議

第1号議案 2012年度事業報告

第2号議案 2012年度収支決算

第3号議案 2013年度事業計画

第4号議案 2013年度収支予算

4. 事務連絡

5. 閉 会

資 料

資料1 第1号議案 2012年度事業報告

資料2 第2号議案 2012年度収支決算

資料3 第3号議案 2013年度事業計画

資料4 第4号議案 2013年度収支予算

第1号議案 2012年度事業報告

【2012年度の活動】

法と経済学会は、2012年度通常総会(2012年7月15日)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

1. 通常総会の開催

通常総会を2012年7月15日(日)上智大学四谷キャンパス2号館208教室(東京都千代田区)にて開催した。

(参加者 173名 委任状含む)

【審議及び報告事項】

- 第1号議案 2011年度事業報告
- 第2号議案 2011年度収支決算
- 第3号議案 2012年度事業計画
- 第4号議案 2012年度収支予算
- 第5号議案 2012年度役員

議長として、2012年度会長古城誠氏が選任された。

その上で、第1号議案から第5号議案まで、異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

2. 全国大会の開催

2012年度(第10回)全国大会を2012年7月14日(土)～15日(日)に上智大学四谷キャンパスにて開催した。(延参加者131名)

(会長講演1題、パネルディスカッション2題、一般研究発表20題)

3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』への投稿論文の査読を進めた。

4. 情報提供発信

『法と経済学研究(Law and Economics Review)7巻1号』をオンラインジャーナルとして発刊した。

5. 理事会等の開催

理事会を以下のとおり開催した。

2012年7月15日(日)	理事会	上智大学四谷キャンパス2号館
2013年1月29日(火)	企画運営委員会	政策研究大学院大学
2013年3月4日(月)	企画運営委員会	政策研究大学院大学

6. 会員状況(2013年3月31日現在)

正会員数 593名(内、一般:518名, 学生:75名)

(参考 2012年度末正会員数592名(内、一般:538名, 学生:54名))

賛助会員数 5社(5口)

以上

第2号議案 2012 年度収支決算

自 2012年7月6日
至 2013年6月30日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	3,500,000	2,442,420	△ 1,057,580
	賛助会員会費収入	150,000	120,000	△ 30,000
	会員外参加費等	100,000	0	△ 100,000
寄付金収入	寄付金収入	40,000	1,375	△ 38,625
雑収入	受取利息等	10,000	967	△ 9,033
当期収入合計 (a)		3,800,000	2,564,762	△ 1,235,238
前期繰越収支差額		1,663,950	1,663,950	0
収入合計 (b)		5,463,950	4,228,712	△ 1,235,238

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	人件費	2,000,000	2,104,270	104,270
	会議費	300,000	106,448	△ 193,552
	旅費交通費	100,000	124,980	24,980
	通信運搬費	150,000	118,730	△ 31,270
	消耗品費	10,000	0	△ 10,000
	印刷費	10,000	0	△ 10,000
事業費	機関誌発行費	300,000	92,000	△ 208,000
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	80,000	79,715	△ 285
予備費	雑費(予備費)	50,000	73,357	23,357
	使途不明金		2,980	
当期支出合計 (c)		3,000,000	2,702,480	△ 297,520

当期収支差額 (a)-(c)	800,000	△ 137,718	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,463,950	1,526,232	—

監査報告

監査の結果、使途不明金について調査を行い、一月以内に適切な収支決算について監査・承認をうけることを条件に決算を確認しました。

2013年 7月 7日

監事 松浦 以津子

監事 畠中 薫里

第3号議案 2013年度事業計画

1. 全国大会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2013年7月に全国大会を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー（法と経済学勉強会）等を開催する。

2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、機関誌「法と経済学研究(Law and Economics Review)」を定期的に刊行する。

なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。

3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に採用論文を掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

第4号議案 2013年度収支予算書

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	2013年度予算	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	3,500,000	3,500,000	0
	賛助会員会費収入	150,000	150,000	0
	会員外参加費等	100,000	100,000	0
寄付金収入	寄付金収入	40,000	40,000	0
雑収入	受取利息等	10,000	10,000	0
当期収入合計 (a)		3,800,000	3,800,000	0
前期繰越収支差額		1,529,612	1,663,950	△ 134,338
収入合計 (b)		5,329,612	5,463,950	△ 134,338

支出の部				
大科目	中科目	2013年度予算	前年度予算	増減
管理費	人件費	2,000,000	2,000,000	0
	会議費	300,000	300,000	0
	旅費交通費	100,000	100,000	0
	通信運搬費	150,000	150,000	0
	消耗品費	10,000	10,000	0
	印刷費	10,000	10,000	0
	事業費	機関誌発行費	300,000	300,000
名簿発行費		0	0	0
研究会費		80,000	80,000	0
予備費	予備費	50,000	50,000	0
当期支出合計 (c)		3,000,000	3,000,000	0

(参考資料1)

法と経済学会 2012・2013年度役員名簿(案)

(2013年7月5日現在、氏名50音順・敬称略)

会長	古城 誠	上智大学法学部教授
副会長	細江 守紀	熊本学園大学経済学部教授
常務理事	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
常務理事	宇佐美 誠	京都大学大学院地球環境学学術院教授
常務理事	太田 勝造	東京大学大学院法学政治学研究科教授
常務理事	落合 誠一	中央大学法科大学院教授
常務理事	久米 良昭	政策研究大学院大学教授
常務理事	鈴木 興太郎	早稲田大学政治経済学術院教授
常務理事	常木 淳	大阪大学社会経済研究所教授
常務理事	八田 達夫	大阪大学招聘教授・学習院大学客員研究員
常務理事	林田 清明	北海道大学大学院法学研究科教授
常務理事	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
常務理事	福島 隆司	政策研究大学院大学教授
常務理事	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
常務理事	松村 良之	千葉大学大学院人文社会学研究科教授
常務理事	八代 尚宏	国際基督教大学客員教授
理事	阿部 泰隆	神戸大学名誉教授
理事	安藤 至大	日本大学大学院総合科学研究科准教授
理事	飯田 高	成蹊大学法学部准教授
理事	池田 康弘	熊本大学法学部准教授
理事	伊藤 秀史	一橋大学大学院商学研究科教授
理事	岩崎 政明	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授
理事	加賀見 一彰	東洋大学経済学部教授
理事	金子 宏直	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
理事	金本 良嗣	政策研究大学院大学教授
理事	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
理事	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	岸本 哲也	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
理事	小林 秀之	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
理事	清水 剛	東京大学大学院総合文化研究科准教授
理事	田中 亘	東京大学社会科学研究所准教授
理事	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
理事	増井 良啓	東京大学大学院法学政治学研究科教授
理事	村松 幹二	駒澤大学経済学部教授
理事	森脇 昭夫	特定非営利活動法人日本気候政策センター(JCPC)理事長
理事	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
理事	山崎 福寿	日本大学経済学部教授
理事	吉田 修平	吉田修平法律事務所所長・弁護士
理事	若杉 隆平	京都大学経済研究所教授
監事	畠中 薫里	政策研究大学院大学准教授
監事	松浦 以津子	南山大学法務研究科教授

(参考資料 2)

法と経済学会・会則 (全文)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、法と経済学会 (Japan Law and Economics Association) という。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、第28条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の変更)

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

- 2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

(除名)

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

第4章 役員等

(役員)

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、1名を副会長とする。
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

2 会長及び副会長は、第28条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

4 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(役員任期)

第16条 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第28条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。

(委員会)

第18条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第19条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第21条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第22条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

第23条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、書面をもって、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(規則)

第28条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

附則

(会計等に関する経過措置)

第1条 本会の設立当初の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、2003年2月15日から2004年3月31日までとする。

(会員等に関する経過措置)

第2条 設立総会前に法と経済学会設立発起人会によって正会員及び賛助会員として認められた者は、第7条の規定にかかわらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員及び賛助会員になるものとする。

(役員等に関する経過措置)

第3条 本会の設立当初の役員及びその任期は、第14条第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(会長)	浜田	宏一	(任期2004年3月31日まで)
理事(副会長)	森脇	昭夫	(任期2005年3月31日まで)
			(但し、副会長職は2004年3月31日まで)
理事(副会長)	八田	達夫	(任期2005年3月31日まで)
理事	青木	昌彦	(任期2005年3月31日まで)
理事	阿部	泰隆	(任期2005年3月31日まで)
理事	安念	潤司	(任期2005年3月31日まで)
理事	伊藤	秀史	(任期2005年3月31日まで)
理事	井堀	利宏	(任期2005年3月31日まで)
理事	岩崎	政明	(任期2005年3月31日まで)
理事	宇佐美	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	内田	貴	(任期2005年3月31日まで)
理事	太田	勝造	(任期2005年3月31日まで)
理事	落合	誠一	(任期2005年3月31日まで)
理事	金本	良嗣	(任期2005年3月31日まで)
理事	河上	正二	(任期2005年3月31日まで)
理事	川濱	昇	(任期2005年3月31日まで)
理事	神田	秀樹	(任期2005年3月31日まで)
理事	岸本	哲也	(任期2005年3月31日まで)
理事	久米	良昭	(任期2005年3月31日まで)
理事	倉澤	資成	(任期2005年3月31日まで)
理事	古城	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	小林	秀之	(任期2005年3月31日まで)
理事	鈴木	興太郎	(任期2005年3月31日まで)
理事	田中	成明	(任期2005年3月31日まで)
理事	棚瀬	孝雄	(任期2005年3月31日まで)
理事	常木	淳	(任期2005年3月31日まで)
理事	林田	清明	(任期2005年3月31日まで)
理事	樋口	美雄	(任期2005年3月31日まで)
理事	深尾	光洋	(任期2005年3月31日まで)
理事	福井	秀夫	(任期2005年3月31日まで)
理事	福島	隆司	(任期2005年3月31日まで)
理事	細江	守紀	(任期2005年3月31日まで)
理事	増井	良啓	(任期2005年3月31日まで)
理事	松浦	好治	(任期2005年3月31日まで)
理事	松村	敏弘	(任期2005年3月31日まで)
理事	宮澤	節生	(任期2005年3月31日まで)
理事	八代	尚宏	(任期2005年3月31日まで)
理事	柳川	範之	(任期2005年3月31日まで)
理事	矢野	誠	(任期2005年3月31日まで)
理事	山崎	福寿	(任期2005年3月31日まで)
監事	畠中	薫里	(任期2005年3月31日まで)
監事	松浦	以津子	(任期2005年3月31日まで)

(役員任期に関する経過措置)

第4条 2007年度に新任された副会長の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

第5条 2009年度に選任された理事及び監事の任期は、第16条第2項の規定にかかわらず、1年とする。